

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月26日 05時30分ごろ
発生場所	広島県呉市 齋島南方沖 鴨瀬灯台から真方位147° 3.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 05.9′ 東経132° 47.6′）
事故の概要	貨物船第八ながと丸は、南西進中、また、漁船金比羅丸は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月27日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第八ながと丸、488トン 134794、長門マリン株式会社 B 漁船 金比羅丸、4.9トン EH3-45921（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 球状船首に擦過傷 B 船尾部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが、1人で船橋当直に当たり、約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で齋島南方沖を南西進していた。 船長Aは、左舷船首5° 5M付近にB船を認め、B船がA船の前路を右方に通過するように見えたので、B船の船尾方を安全に通過できるものと思い、小用の目的で降橋した。 A船は、船長Aが、昇橋したところ、正船首至近にB船を認め、左舷一杯としたものの、その船首部とB船の船尾部とが衝突した。 船長Aは、VHF無線電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、えい網を行い約3knの速力で西進中、船長Bが、しばらく前方を見た後、ふと後方を見たところ、船尾方至近にA船の船首部を認めたものの何もできず、その船尾部とA船の船首部とが衝突した。
分析	A船は、齋島南方沖において南西進中、船長Aが、左舷船首方のB船の船尾方を安全に通過できるものと思い、小用の目的で降橋し、船

	<p>橋を無人としたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、齋島南方沖においてえい網しながら西進中、船長Bが、後方の見張りを適切に行っていなかったことから、後方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、齋島南方沖において、A船が南西進中、B船がえい網しながら西進中、船長Aが船橋を無人とし、また、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中、船橋を離れる際は、他の乗組員と船橋当直を交替すること。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。